

万華鏡のごとき書物 中山信弘『ある知財法学者の軌跡— 知的財産法学にいざなわれて』

鈴木 將 文

1 本書¹は、我が国の知的財産法学の開拓者であり、かつ、長年にわたり同学界を牽引してこられた中山信弘先生²の喜寿を記念して、刊行された書物である。内容は、3部からなり、第1部が中山先生の執筆による自叙伝とその間に織り込まれた門下生とのQ&A、第2部が先生と縁を持つ研究者及び実務家による寄稿、そして第3部が中山先生と田村善之教授及び小島立教授による鼎談で構成されている。

筆者は、本書を読んで、まず、様々な人物像がそれぞれ個性ある輝きを伴って、実に生き生きと立ち現れているという印象を受けた。適切な譬えかどうか、わからないが、本稿のタイトルを「万華鏡のごとき書物」とした所以である。

その人物像とは、まず、中山先生ご自身である。終戦直前に生を受けられ、戦後の混乱期を苦労しながらも伸び伸びと成長された幼少期から、学生時代、助手時代、さらに少壮助教授から、社会的重責をも担われた東大教授までの時代、そして東大を退職された後も様々な活動を続けられている近年のお姿まで、人間的魅力にあふれる人物像が描かれている。

また、先生を囲む人々、とりわけ先生が指導を受けられた法学者の方々

¹ 中山信弘『ある知財法学者の軌跡—知的財産法学にいざなわれて』(弘文堂・2022年)。

² 筆者は、後に述べるように、中山先生に大学で直接教えていただくことはできなかったが、行政官時代に直接ご指導を受ける機会があり、また、研究者となつてからは、(我が国の知的財産法研究者が例外なくそうであるように)中山先生の学恩を多大に受けてきた。したがって、「先生」とお呼びする以外に考えられない。

が、それぞれの記述は短いながらも、印象深く描写されている。中でも、中山先生が東大の学生時代に出会い、「人生を決めるような恩人」（本書39頁（以下、頁数のみで示す。））となった故・山本桂一教授³と、中山先生の「シューレの大番頭」（240頁）かつ「親友」（242頁）であられた故・相澤英孝教授についての記述は、愛情にあふれたもので、とりわけ印象が深い。

さらに、中山先生と大学等で関わられた研究者等、そして門下生の方々の寄稿や発言は、中山先生を語ることの喜びに満ちている。特に、綺羅星のような俊才ぞろいの門下生の方々は、学生時代に戻ったかのように、尊敬する先生について語っており、高揚感を感じさせ、ほほえましくもある。

本書は、中山先生のお人柄を反映して、非常に明るい印象を与える書物である。しかし、本書の話題は、明るい話ばかりではない。自叙伝の部分では、中山先生が若い頃から患ってこられた腎炎や腎不全等の病気についても、詳しく記述されており、その部分からは、読者自身も痛みを感じるほどであろう。それでも、（少なくとも筆者には）暗い悲壮感を感じさせない。これは、中山先生がご自分の病気をも客観視できているからであろうが、その背景には、ご自身が評される「生来の楽天的な性格」（153頁）とともに、いや、それ以上に、病気を乗り越えて研究と教育の両面で偉業を成し遂げることを可能にした、類まれな精神力があるからであろう。通常の人間であれば、中山先生のような病気を抱えたら、愚痴をいうだけの人生で終わりがかねないところを、普通の法学者の域をはるかに超える成果を挙げて来られたことのおすごさを、改めて痛感させられる。

2 さて、本書は、読者の関心に応じて、多様な視点から学ぶことができる書物である。ここでは、知的財産法学、法学教育、そして日本の戦後法学史という三つの視点から、筆者なりの感想を若干述べることにしたい。

まず、知的財産法学の視点から見た場合、本書は、日本において知的財産法学が形成され、発展する過程についての、他に代えがたい貴重な証言という意義を持つといえよう。中山先生が我が国知的財産法学のパイオニアであることに、誰も異論はないであろうが、先生自身、知的財産法学に

³ 本稿では、中山先生以外の研究者については、すべて「教授」という呼称を用いる。

つき「学問として独立したジャンルを作り上げたいという意識」(155頁)を鮮明に持ってこられたという。そして、本書を読むと、先生が、そのような強い目的意識のもと、研究、教育、さらには対外的活動(審議会等での活動、知的財産研究所の創設等)についてまで、計画的に活動をしてこられたことを知る事ができる。

研究面に話を絞ると、まず、今日では当たり前のように思われていることが、実際は、(少なくとも我が国では)中山先生が深い思索の中から考え出されたものであることに、改めて驚かされる。例えば、知的財産とは財産的情報であること(79頁)、不正競争防止法を行為規整法と位置付けること(78頁)、権利付与法上の権利の物権的效果は物権法の借用概念にすぎないこと(78頁)などである。

そして、中山先生の研究業績の先駆性に、改めて気付かされる。例えば、先生が助教授時代に書かれた、「商号をめぐる商法と不正競争防止法の交錯」、「通常実施権と登録請求権」、「特許侵害訴訟と公知技術」及び「特許無効審判における請求人適格」の各論文について、先生は、法改正等によって意味を失い、歴史的意味しかないとされている(116-118頁)。しかし、それらの論文のテーマが、後に現実の制度改正の対象となったことは、各論文が問題の重要性を先取りしていたことの証左に他ならない。そして、各論文は、本質的な問題にさかのぼる探求を行ったものとして、制度改正という現象面の変化を超え、その価値は不変である。

また、中山先生が特に関心を持たれたテーマについて、本書を通じ、先生の率直な思いを知ることができる。例えば、コンピュータ・プログラムの保護、それと深く関連する、著作物の創作性、さらに著作権に関するフェアユース等についてである。最近の若い研究者には、例えば、1980年代のコンピュータ・プログラムの保護をめぐる議論や、そこにおける中山先生の学問的営為の意義が十分に知られていない可能性があることから、本書を通じ、改めて、それらについて知ってほしいと思う。付言すれば、先生のご著書『ソフトウェアの法的保護』は、技術の進歩によって生じた新しいタイプの財産的情報につき、いかなる法的保護を与えるべきかを検討した研究書として、今日も意義を失っていない。

さらに、中山先生は、本書で、ご自身の「思考方式」がプラグマティックで、「帰納的な方法論」であるとされ(101頁)、また、知的財産法は、ビ

ジネス・ローかつ「時代の産物」であり(同上)、知的財産法の学者としては、「実務にも大いに目を配りつつ、それを認識したうえで理論化し、将来に目を向けることが重要である」(187頁)等と述べておられる。このような中山法学の特色は、先生の著作を拝見すればわかることではあろうが、先生ご自身に明快に語っていただいたことの意味は大きいと思われる。そして、知的財産法の研究の姿勢として、他のアプローチを排除すべきではなかろうが、我が国の知的財産法学は、上記のような特色を持つ中山法学がパイオニアかつ主流となることにより、実務との間で生産的な連携関係を形成しつつ、学問としての発展を遂げることができてきたとあって、過言ではないであろう。

3 次に、法学研究者の教育という視点からも、本書は、非常に興味深い。

第一に、中山先生が大学入学以来経験された教育、特に山本桂一教授から受けた指導である。中山先生は、まだ教養学部生であった頃から、山本教授のリサーチ・アシスタントのような立場になり、学部4年生のときに、大学に残ることを勧められたという(39-41頁)。入学から間もない学生の素質を見抜いた山本教授の慧眼と、山本教授の期待に応えた、学部生時代の中山先生の優秀さが窺える。そして、中山先生は、山本教授から、「学問は教えてもらうものではなく、師の背中を見て盗み取るものであるという点と、弟子には細かいことを指導せずにやりたいことを自由にやらせる、という教え」を学んだという(48頁)。

第二に、中山先生とその門下生、いわゆる「中山シューレ」における教育である。中山先生は、「私の教育の基本方針は放牧です」(167頁)と述べられ、若手研究者が自由に伸び伸びと研究を進めることを尊重されてきたという。実際、中山シューレで育った研究者は、多士済々であり、その研究の手法や内容も多彩である。

山本教授と中山先生の間、そして中山シューレにおける教育のあり方は、非常に理想的なもののように思える。他方、いずれも、優れた師と優れた学生がそろった、幸せな例であるともいえる。改めて述べるまでもなく、日本における法学研究者の育成は、希望者と将来のポストの減少(ないし伸び悩み)等の課題に直面している。その中で、研究者教育に関し、本書から何を学ぶかは、読者によって様々であろうが、筆者としては、山本教

授と中山先生の関係及び中山シューレの様子を読んで、結局のところ、教師が魅力的な人格と研究活動の面白さを学生に示し、そして素質のありそうな学生に早期にインセンティブを与えるという、非常に基本的な条件と活動が必要であるとの思いを深くした。

4 さらに、本書は、我が国の戦後の法学研究史に関心を持つ者にとっても、有益な書物である。

本書には、中山先生ご自身と山本桂一教授のほか、中山先生が大学入学以来接することのあった多くの法学者が登場する(巻末に人名索引も付されている。)。中山先生よりも年長の方を挙げれば、先生の助手時代の指導教授であった、加藤一郎教授、来栖三郎教授、矢沢惇教授及び伊藤正己教授のほか、田中英夫教授、金沢良雄教授、石川吉右衛門教授、平野龍一教授、藤木英雄教授、三ヶ月章教授、豊崎光衛教授等である。我が国の戦後の法学界を代表する大学者ばかりであるが、一部の方については、ユーモラスなエピソードが紹介されており、大学者の人間的な側面も窺い知ることができる。

なお、中山先生が自説を形成するに当たって、学説の内容面につき、他の研究者から強い影響を受けた旨の記述は見られない。これは、先生が、知的財産法学を単独で切り拓いていかざるを得なかったことを反映しているであろう。助手時代の中山先生が、同期の江頭憲治郎氏(後に商法担当の東大教授)に対して、「君のところは大店で、安心して大船に乗っていればよく、羨ましいよ」と語られたという話(59頁)も、中山先生の研究環境が、自由とはいっても、孤独なものであったことを示している。今日、知的財産法研究者は、仲間が多く、議論する相手に事欠くことはないだろうが、中山先生に比べて何と恵まれていることか。

5 最後に、筆者自身の私的な観点から、数点述べさせていただきます。

筆者は、実は、中山先生と同じ、浜松市出身である。中山先生は、教科書の著者紹介に必ず「浜松生まれ」と記されているので、郷土への愛着をお持ちなのだろうと、筆者は勝手に想像していた。今回、本書の自叙伝で、先生が幼少の頃に浜松で自然に親しんだことや、ご家族のことを語っておられるのを読んで、先生の浜松に対する思いを具体的に知ることができ、

同郷の者として、とてもうれしく思った。浜松は、温暖ながら、強い風（「遠州のからっ風」という。）が吹く地で、出身者は、進取の精神を持つ行動的な者が多いといわれている。例えば、豊田佐吉（トヨタグループの創業者）⁴、鈴木道雄（スズキの創業者）、本田宗一郎という、日本の産業史を飾る人物が、この辺りで生まれている。中山先生の、プラグマティックな「思考形式」や実務的感覚の豊かさが、浜松のご出身であることと何らかの関係があると考えるのは、こじつけであろうか。

また、筆者は、1976年に東大に入学し、法学部を卒業後直ちに国家公務員になり、約20年の官仕えの後、2002年から知的財産法研究者になった。在学時期の関係で、大学時代に中山先生に直接教えていただくことはできなかった⁵。また、大学卒業後も、先生との接点はなかったところ、1999年初夏に経済産業省（当時は通商産業省）の知的財産政策室長となり、知的財産法の世界に飛び込んだために、当然のように中山先生のお世話になることとなった。具体的には、審議会や、知的財産研究所⁶の研究会でご意見を聞いたり、アドホックに、問題が生じたときに、研究室を訪問してアドバイスをいただいたりした。中山先生は、審議会について、「所詮は官庁の隠れ蓑の性質を持っている」と述べられておられるが（135頁）、全くその通りで、役所の目から見て、役所側が予定したルールに沿って動いてもらえない学者に、わざわざ審議会等のメンバーをお願いすることは、原則ないというのが、正直なところである。ただ、中には、たとえ役所の方針に反対されても、ぜひご意見を聞きたいという、他に代えがたい学者の方がおられる。知的財産法の分野では、中山先生がまさにそのような存在であ

⁴ 豊田佐吉は、正確には、浜名湖を挟んで浜松市の対岸側の湖西市の出身である。

⁵ 本書によれば、中山先生は、私が大学に入学した直後の1976年6月から、ドイツ留学に出られた。おぼろげな記憶によると、私の法学部生時代、無体財産権法の講義は、外部の非常勤講師の先生が教えておられたと思う。ちなみに、私の年次は、本書にも出てくる、藤木英雄教授と矢沢惇教授が、最後に講義を担当された年次であり、学期途中に、講義担当の教授が急逝されるという悲しい出来事を、2回経験した。

⁶ 知的財産研究所については、本書でも、その設立（1989年）に尽力された先生の思いが語られている。当時の知的財産政策室長の引継ぎ資料には、同研究所の設立経緯を記したメモが含まれており、そこでは中山先生のご貢献が強調されていたことを思い出す。

った。もっとも、中山先生には、審議会や研究会で、常に、役所側の考えについても深く理解していただき、大所高所から建設的な意見をおっしゃっていただいたので、筆者としては感謝の思いしか残っていない。

ところで、本書を読んで、中山先生に本当に申し訳ないことをしたと痛感したことがある。知的財産政策室で、不正競争防止法の改正法案の準備をしていた際、案文の一部が内閣法制局を通らないかもしれないという問題に直面した。当時、内閣法制局の担当部長は、その後、法制局長官や最高裁判事を務められた山本庸幸氏で、不正競争防止法については、解説書を書かれているほどであるから、一家言をお持ちであった。法案を担当していた法制局参事官は、経産省側の案文を支持してくれたのだが、山本部長が一部に同意しないかもしれないと心配していた。そこで、知的財産政策室として、藁にも縋る思いで、中山先生に意見書の執筆をお願いすることにした。我々の勝手なお願いに対し、ご本人には迷惑至極だったに違いないのだが、中山先生は快く引き受けてくださった。そして、我々は、中山先生の意見書を内閣法制局に提出し、おかげで、経産省案はめでたく法制局審査をパスしたのであった。このときの中山先生の意見書は、ごく短期間の期限内で、しかも無償であった。今から思うと、私は、他人の時間や情報を奪ってしまうことを気にしない、実に横暴な役人であったと反省する。まして、中山ゼミのOB会で、相澤英孝教授が、中山先生に鑑定意見書の執筆のような雑事をお願いしないようにと呼び掛けていたという話を、内藤篤弁護士が本書で紹介している(278頁)のを読んで、とんでもないことをしてしまったとの思いが強まるばかりである。この場を借りて、中山先生に心からお詫びを申し上げたい。

6 とりとめのない書評となってしまった。要するに、本書は、知的財産法や法学に興味を持つ者にとって、有意義な書物であるにとどまらず、法学と直接縁のない一般の読者にとっても、病気に打ち勝って偉業を成し遂げられた方の人生を描いた、学ぶところが大きい書物である。本書が、幅広い層の人々によって読まれることを、強く期待する。

また、中山先生におかれては、ずっとお元気で、引き続き後進の者をご指導ご鞭撻いただくことを、心から願っている。